

議案第 82 号

尾道市瀬戸田市民会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 26 年 2 月 24 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市瀬戸田市民会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市瀬戸田市民会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尾道市瀬戸田市民会館設置及び管理に関する条例（平成 17 年条例第 292 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

1,050	1,600	2,100	2,650	3,700	4,750
2,100	2,650	3,150	4,750	5,800	7,900

」

を

「

1,080	1,640	2,160	2,720	3,800	4,880
2,160	2,720	3,240	4,880	5,960	8,120

」

に改める。

別表第 2 中

「

2,650	3,750	4,750	6,300	8,400	10,000
1,050	1,600	2,100	2,650	3,700	4,750
1,050	1,600	2,100	2,650	3,700	4,750
1,600	2,100	2,650	3,700	4,750	6,300
1,050	1,600	2,100	2,650	3,700	4,750
2,100	2,650	3,150	4,750	5,800	7,900

を

「

2,720	3,850	4,880	6,480	8,640	10,280
1,080	1,640	2,160	2,720	3,800	4,880
1,080	1,640	2,160	2,720	3,800	4,880
1,640	2,160	2,720	3,800	4,880	6,480
1,080	1,640	2,160	2,720	3,800	4,880
2,160	2,720	3,240	4,880	5,960	8,120

に改める。

別表第3中

「

5,250	7,870	10,500	11,550	14,700	19,950	1,750
6,300	9,180	11,810	13,650	16,800	23,100	2,100
10,500	15,750	21,000	23,100	29,400	40,950	3,500
12,600	18,370	23,620	27,300	33,600	47,250	4,200
10,500	15,750	21,000	23,100	29,400	40,950	3,500
1,050	1,600	2,100	2,650	3,700	4,750	

を

「

5,400	8,090	10,800	11,880	15,120	20,520	1,800
6,480	9,440	12,140	14,040	17,280	23,760	2,160
10,800	16,200	21,600	23,760	30,240	42,120	3,600

12,960	18,890	24,290	28,080	34,560	48,600	4,320
10,800	16,200	21,600	23,760	30,240	42,120	3,600
1,080	1,640	2,160	2,720	3,800	4,880	

に改め、同表の備考第1項第1号中「5, 250円」を「5, 400円」に改め、同項第2号中「4, 200円」を「4, 320円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1から別表第3までの規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、瀬戸田市民会館の使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第82号 尾道市瀬戸田市民会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について

尾道市瀬戸田市民会館設置及び管理に関する条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧							新						
別表第1(第9条関係) 尾道市瀬戸田老人福祉センター使用料							別表第1(第9条関係) 尾道市瀬戸田老人福祉センター使用料						
区分	使用料(単位：円)						区分	使用料(単位：円)					
徴収の区分	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	徴収の区分	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日
	9時から12時まで	12時から17時まで	17時から22時まで	9時から17時まで	12時から22時まで	9時から22時まで		9時から12時まで	12時から17時まで	17時から22時まで	9時から17時まで	12時から22時まで	9時から22時まで
工作室	1,050	1,600	2,100	2,650	3,700	4,750	工作室	1,080	1,640	2,160	2,720	3,800	4,880
教養 娯楽 室	2,100	2,650	3,150	4,750	5,800	7,900	教養 娯楽 室	2,160	2,720	3,240	4,880	5,960	8,120
備考 略							備考 略						
別表第2(第9条関係) 尾道市瀬戸田多目的研修集会施設使用料							別表第2(第9条関係) 尾道市瀬戸田多目的研修集会施設使用料						
区分	使用料(単位：円)						区分	使用料(単位：円)					
徴収の区分	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	徴収の区分	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日
	9時から12時まで	12時から17時まで	17時から22時まで	9時から17時まで	12時から22時まで	9時から22時まで		9時から12時まで	12時から17時まで	17時から22時まで	9時から17時まで	12時から22時まで	9時から22時まで
多目的 ホール	2,650	3,750	4,750	6,300	8,400	10,000	多目的 ホール	2,720	3,850	4,880	6,480	8,640	10,280
農事研 修室	1,050	1,600	2,100	2,650	3,700	4,750	農事研 修室	1,080	1,640	2,160	2,720	3,800	4,880
青年研 修室	1,050	1,600	2,100	2,650	3,700	4,750	青年研 修室	1,080	1,640	2,160	2,720	3,800	4,880
視聴覚 室	1,600	2,100	2,650	3,700	4,750	6,300	視聴覚 室	1,640	2,160	2,720	3,800	4,880	6,480
生活研 修室	1,050	1,600	2,100	2,650	3,700	4,750	生活研 修室	1,080	1,640	2,160	2,720	3,800	4,880
生活実 習室	2,100	2,650	3,150	4,750	5,800	7,900	生活実 習室	2,160	2,720	3,240	4,880	5,960	8,120
備考 略							備考 略						
別表第3(第9条関係) ベル・カントホール使用料							別表第3(第9条関係) ベル・カントホール使用料						

区分		使用料(単位：円)						
徴収の区分		午前	午後	夜間	午前	午後	全日	超過
		9時から12時まで	12時から17時まで	17時から22時まで	9時から17時まで	12時から22時まで	9時から22時まで	1時間につき
入場料を徴収しないとき。	平日	5.25	7.87	10.5	11.5	14.7	19.9	1.75
	土・日・祝	6.30	9.18	11.8	13.6	16.8	23.1	2.10
入場料を徴収するとき。	平日	10.5	15.7	21.0	23.1	29.4	40.9	3.50
	土・日・祝	12.6	18.3	23.6	27.3	33.6	47.2	4.20
文化的営利事業に使用するとき。		10.5	15.7	21.0	23.1	29.4	40.9	3.50
研修室2		1.05	1.60	2.10	2.65	3.70	4.75	

備考

- 冷暖房使用の場合は、次に掲げる額を加算する。
 - 冷房使用の場合は、1時間当たり5.250円。ただし、研修室2にあつては使用料の3割に相当する額
 - 暖房使用の場合は、1時間当たり4.200円。ただし、研修室2にあつては使用料の2割に相当する額

2~5 略

区分		使用料(単位：円)						
徴収の区分		午前	午後	夜間	午前	午後	全日	超過
		9時から12時まで	12時から17時まで	17時から22時まで	9時から17時まで	12時から22時まで	9時から22時まで	1時間につき
入場料を徴収しないとき。	平日	5.40	8.09	10.8	11.8	15.1	20.5	1.80
	土・日・祝	6.48	9.44	12.1	14.0	17.2	23.7	2.16
入場料を徴収するとき。	平日	10.8	16.2	21.6	23.7	30.2	42.1	3.60
	土・日・祝	12.9	18.8	24.2	28.0	34.5	48.6	4.32
文化的営利事業に使用するとき。		10.8	16.2	21.6	23.7	30.2	42.1	3.60
研修室2		1.08	1.64	2.16	2.72	3.80	4.88	

備考

- 冷暖房使用の場合は、次に掲げる額を加算する。
 - 冷房使用の場合は、1時間当たり5.400円。ただし、研修室2にあつては使用料の3割に相当する額
 - 暖房使用の場合は、1時間当たり4.320円。ただし、研修室2にあつては使用料の2割に相当する額

2~5 略

議案第 83 号

生口島開発総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例案を次のとおり提出する。

平成 26 年 2 月 24 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

生口島開発総合センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例案

条例第 号

生口島開発総合センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

生口島開発総合センターの設置及び管理に関する条例（平成 17 年条例
第 210 号）の一部を次のように改正する。

別表中「生口島開発総合センター使用料金表」を「生口島開発総合セン
ター使用料」に、

「

円	円
5,000	6,000
3,000	4,000
500	700
500	700
2,000	3,000
750	1,000
3,000	4,000
500	700
500	700
30,000	

を

円	円
5,140	6,170
3,080	4,110
510	710
510	710
2,050	3,080
770	1,020
3,080	4,110
510	710
510	710
30,850	

に改める。

別表に備考として次のように加える。

備考 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、生口島開発総合センターの使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第83号 生口島開発総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について

生口島開発総合センターの設置及び管理に関する条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表(第7条関係) 生口島開発総合センター使用料金表				別表(第7条関係) 生口島開発総合センター使用料			
室別\区分	基本使用料		備考	室別\区分	基本使用料		備考
	昼間	夜間			昼間	夜間	
大ホール	円 5,000	円 6,000	1 基本使用料は、使用時間4時間までとする。 2 追加使用料は、超過時間1時間毎に基本使用料の1時間当たりの額に1割を加算した額とする。 3 冷暖房期間中は、それぞれ3割を加算する。 4 市外居住者の使用料は、それぞれ3割を加算する。 5 使用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。 6 夜間とは、4月から9月にあつては午後6時以降、10月から3月にあつては午後5時以降とする。 7 全館使用の場合は、1日(午前9時から午後10時まで)単位とし、追加使用料は徴収しない。	大ホール	円 5,140	円 6,170	1 基本使用料は、使用時間4時間までとする。 2 追加使用料は、超過時間1時間毎に基本使用料の1時間当たりの額に1割を加算した額とする。 3 冷暖房期間中は、それぞれ3割を加算する。 4 市外居住者の使用料は、それぞれ3割を加算する。 5 使用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。 6 夜間とは、4月から9月にあつては午後6時以降、10月から3月にあつては午後5時以降とする。 7 全館使用の場合は、1日(午前9時から午後10時まで)単位とし、追加使用料は徴収しない。
会議室	3,000	4,000		会議室	3,080	4,110	
研修室(1)	500	700		研修室(1)	510	710	
研修室(2)	500	700		研修室(2)	510	710	
娯楽室(1)	2,000	3,000		娯楽室(1)	2,050	3,080	
娯楽室(2)	750	1,000		娯楽室(2)	770	1,020	
調理実習室	3,000	4,000		調理実習室	3,080	4,110	
相談室	500	700		相談室	510	710	
青少年婦人研修室	500	700		青少年婦人研修室	510	710	
全館		30,000		全館		30,850	
				備考 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。			

議案第84号

本因坊秀策囲碁記念館設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐 宏

本因坊秀策囲碁記念館設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

本因坊秀策囲碁記念館設置及び管理条例の一部を改正する条例

本因坊秀策囲碁記念館設置及び管理条例（平成20年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2中	「		「		
		1,500円	を	1,540円	に改める。
		2,000円		2,050円	
		3,000円		3,080円	
	500円		510円		
	」		」		

付 則
(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許

可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、本因坊秀策囲碁記念館秀策生家使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第84号 本因坊秀策囲碁記念館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について

本因坊秀策囲碁記念館設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
別表第2(第11条関係) 秀策生家使用料			別表第2(第11条関係) 秀策生家使用料		
使用区分	使用料	備考	使用区分	使用料	備考
午前	<u>1,500円</u>	午前10時から午後1時まで	午前	<u>1,540円</u>	午前10時から午後1時まで
午後	<u>2,000円</u>	午後1時から午後5時まで	午後	<u>2,050円</u>	午後1時から午後5時まで
1日	<u>3,000円</u>	午前10時から午後5時まで	1日	<u>3,080円</u>	午前10時から午後5時まで
1時間	<u>500円</u>	使用時間を超過して使用する時	1時間	<u>510円</u>	使用時間を超過して使用する時

議案第85号

尾道市因島棕の里ゆうあいランド設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市因島棕の里ゆうあいランド設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市因島棕の里ゆうあいランド設置及び管理条例の一部を改正する条例

尾道市因島棕の里ゆうあいランド設置及び管理条例（平成17年条例第265号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1 宿泊の表中

1,000円	を	1,020円	に改める。
2,000円		2,050円	
1,500円		1,540円	
3,000円		3,080円	

別表第1の2 研修室等の表中「400円」を「410円」に、「600円」を「610円」に、「1,000円」を「1,020円」に改める。

付 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、因島棕の里ゆうあいランドの使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第85号 尾道市因島棕の里ゆうあいランド設置及び管理条例
の一部を改正する条例案について

尾道市因島棕の里ゆうあいランド設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧					新				
別表第1(第12条関係) 交流館の使用料 1 宿泊					別表第1(第12条関係) 交流館の使用料 1 宿泊				
区分		使用料の額 (1人1泊につき)			区分		使用料の額 (1人1泊につき)		
児童 生徒	第6条第1項の規定による使用	1,000円			児童 生徒	第6条第1項の規定による使用	1,020円		
	第6条第2項の規定による使用	2,000円				大人	第6条第2項の規定による使用	2,050円	
大人	第6条第1項の規定による使用	1,500円			大人		第6条第1項の規定による使用	1,540円	
	第6条第2項の規定による使用	3,000円				第6条第2項の規定による使用	3,080円		
備考 略					備考 略				
2 研修室等					2 研修室等				
区分		単位	使用料の額	冷暖房使用料	区分		単位	使用料の額	冷暖房使用料
研修室	第6条第1項の規定による使用	1時間	200円	100円	研修室	第6条第1項の規定による使用	1時間	200円	100円
	第6条第2項の規定による使用		400円			410円			
和室	第6条第1項の規定による使用	1時間	200円	100円	和室	第6条第1項の規定による使用	1時間	200円	100円
	第6条第2項の規定による使用		400円			410円			
多目的ホール	第6条第1項の規定による使用	1時間	300円	150円	多目的ホール	第6条第1項の規定による使用	1時間	300円	150円
	第6条第2項の規定による使用		600円			610円			
厨房		団体 1回	1,000円		厨房		団体 1回	1,020円	
		個人 1回	200円				個人 1回	200円	
略					略				
備考 略					備考 略				

議案第 86 号

尾道市社会教育委員条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 26 年 2 月 24 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市社会教育委員条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市社会教育委員条例の一部を改正する条例

尾道市社会教育委員条例（昭和 25 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（委嘱の基準）

第 2 条 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱するものとする。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

第 6 条を削り、第 5 条を第 8 条とし、第 4 条を第 7 条とする。

第 3 条第 2 項中「1 年」を「、選出された委員の残任期間」に改め、同条を第 6 条とする。

第 2 条の次に次の 3 条を加える。

（定数）

第 3 条 委員の定数は、15 人以内とする。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、特別の事由がある

ときは、任期中においても解嘱することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 特別の事項につき、必要があるときは、臨時に委員を委嘱することができる。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。ただし、委員の会議その他運営に関し必要な事項は、委員が会議で定める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を文部科学省令で定める基準を参酌して定めるための条例改正である。

議案第86号 尾道市社会教育委員条例の一部を改正する条例案について

尾道市社会教育委員条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(委員の定数及び任期)</p> <p><u>第2条 委員の定数は、15人以内とする。</u></p> <p><u>2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。</u></p> <p><u>3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>4 教育委員会は、特別の事情があるときは、前項の任期中であっても委員を解嘱することができる。</u></p> <p>(議長及び副議長)</p> <p><u>第3条 略</u></p> <p><u>2 議長及び副議長は、委員の互選とし、その任期は1年とする。</u></p> <p><u>3～5 略</u></p> <p>(会議の招集)</p> <p><u>第4条 略</u></p>	<p>(委嘱の基準)</p> <p><u>第2条 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会</u> <u>が委嘱するものとする。</u></p> <p><u>(1) 学校教育の関係者</u></p> <p><u>(2) 社会教育の関係者</u></p> <p><u>(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u></p> <p><u>(4) 学識経験のある者</u></p> <p>(定数)</p> <p><u>第3条 委員の定数は、15人以内とする。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、任期中においても解嘱することができる。</u></p> <p><u>2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(臨時委員)</p> <p><u>第5条 特別の事項につき、必要があるときは、臨時に委員を委嘱することができる。</u></p> <p>(議長及び副議長)</p> <p><u>第6条 略</u></p> <p><u>2 議長及び副議長は、委員の互選とし、その任期は、選出された委員の残任期間とする。</u></p> <p><u>3～5 略</u></p> <p>(会議の招集)</p> <p><u>第7条 略</u></p>

<p>(議決の方法)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条</u> この条例に定めるもののほか、委員の会議 <u>その他運営に関し必要な事項は、委員が会議で定</u> <u>める。</u></p>	<p>(議決の方法)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条</u> この条例に定めるもののほか、必要な事項 <u>は教育委員会が定める。ただし、委員の会議その</u> <u>他運営に関し必要な事項は、委員が会議で定める。</u></p>
---	---

議案第 87 号

尾道市立図書館設置条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 26 年 2 月 24 日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市立図書館設置条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市立図書館設置条例の一部を改正する条例

尾道市立図書館設置条例（平成 17 年条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「分類排列」を「分類配列」に改める。

第 4 条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第 4 条 図書館の管理は、尾道市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年条例第 2 号）の規定により市が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。ただし、同条例第 3 条第 1 項の申請がなかったとき又は同条例第 4 条に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。

第 12 条を削る。

第 11 条中「利用者」を「図書館の利用者（使用者を含む。）」に、「賠償しなければならない」を「市に賠償しなければならない」に改め、同条を第 16 条とし、同条の前に次の 4 条を加える。

（使用許可の制限）

第 12 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会室等の使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

- (2) 建物又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、集会室等の管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用制限、使用停止若しくは退去を命ずることができる。

- (1) 第10条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が許可条件又は指示に違反したとき。
- (3) 虚偽その他の不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 前条各号の規定に該当する事由が発生したとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消し、又は使用制限、使用停止若しくは退去を命じた場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者は、それに対し賠償の責めを負わない。

(目的外使用、転貸等の禁止)

第14条 使用者は、集会室等を許可を受けた使用目的以外に使用し、転貸し、又はその使用权を譲渡してはならない。

(原状回復義務)

第15条 使用者は、集会室等の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。第13条第1項の規定により使用許可を取り消され、又は使用制限、使用停止若しくは退去を命ぜられたときも、また同様とする。

第10条を削り、第9条を第11条とする。

第8条第1項中「利用しようとする」を「使用しようとする」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 集会室等の使用時間は、教育委員会が別に定める。

第8条を第10条とする。

第7条中「次の」を「指定管理者は、次の」に改め、同条第6号中「館長において」を「管理上」に改め、同条を第9条とする。

第6条ただし書を次のように改める。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

第6条第1号エ中「館長」を「指定管理者」に改め、同号オを削り、同条第2号エ、同条第3号エ及び同条第4号エ中「館長」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とする。

第5条ただし書を次のように改める。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを延長し、又は短縮することができる。

第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 図書館の使用許可に関する業務
- (2) 図書館の施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の運営に関する業務のうち、教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定の期間)

第6条 指定管理者が図書館の管理を行う期間（以下「指定期間」という。）は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年間とする。ただし、期間満了後の再指定を妨げない。

2 指定期間の始期が4月1日以降であるときは、前項の規定にかかわらず、当該日の属する年度の3月31日までを1年間とみなす。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

尾道市立図書館の管理に関し、指定管理者による管理とするための条例改正である。

議案第87号 尾道市立図書館設置条例の一部を改正する条例案に
ついて

尾道市立図書館設置条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(事業)</p> <p>第3条 図書館は、おおむね次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 図書館資料の<u>分類排列</u>を適切にし、及びその目録を整備すること。</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 図書館に館長、副館長、司書、事務職員<u>その他必要な職員を置く。</u></p> <p>(開館時間)</p> <p>第5条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、尾道市立中央図書館長(以下「館</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 図書館は、おおむね次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 図書館資料の<u>分類配列</u>を適切にし、及びその目録を整備すること。</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 図書館の管理は、尾道市公の施設における<u>指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年条例第2号)の規定により市が指定した法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。ただし、同条例第3条第1項の申請がなかったとき又は同条例第4条に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 <u>指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) 図書館の使用許可に関する業務</p> <p>(2) 図書館の施設及び附属設備の維持管理に関する業務</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、図書館の運営に関する業務のうち、教育委員会が必要と認める業務</u></p> <p>(指定管理者の指定の期間)</p> <p>第6条 <u>指定管理者が図書館の管理を行う期間(以下「指定期間」という。)は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から起算して5年間とする。ただし、期間満了後の再指定を妨げない。</u></p> <p>2 <u>指定期間の始期が4月1日以降であるときは、前項の規定にかかわらず、当該日の属する年度の3月31日までを1年間とみなす。</u></p> <p>(開館時間)</p> <p>第7条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認め</p>

長」という。)が必要と認める場合には、教育長の承認を得てこれを変更することができる。

- (1)～(4) 略
(休館日)

第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認める場合には、教育長の承認を得てこれを変更することができる。

- (1) 中央図書館
ア～ウ 略
エ 特別整理期間(年間10日以内で館長が指定する日)
オ その他館長が必要と認める日

- (2) みつぎ子ども図書館
ア～ウ 略
エ 特別整理期間(年間7日以内で館長が指定する日)

- (3) 瀬戸田図書館
ア～ウ 略
エ 特別整理期間(年間7日以内で館長が指定する日)

- (4) 向島子ども図書館
ア～ウ 略
エ 特別整理期間(年間7日以内で館長が指定する日)

(入館の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁止し、又は退館させることができる。

- (1)～(5) 略
(6) その他館長において支障があると認める者
(集会室等の使用)

第8条 中央図書館の市民ラウンジ、視聴覚ホール、大会議室、小会議室及び茶室並びにみつぎ子ども図書館の育児教室及びプレイルーム(以下「集会室等」という。)を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合は、使用上の条件を付することができる。

3 集会室等の使用時間は、図書館の開館時間とする。ただし、中央図書館の市民ラウンジ及び視聴覚ホールは、午前10時から午後9時までとする。

(使用料)

第9条 略

るときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを延長し、又は短縮することができる。

- (1)～(4) 略
(休館日)

第8条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 中央図書館
ア～ウ 略
エ 特別整理期間(年間10日以内で指定管理者が指定する日)

- (2) みつぎ子ども図書館
ア～ウ 略
エ 特別整理期間(年間7日以内で指定管理者が指定する日)

- (3) 瀬戸田図書館
ア～ウ 略
エ 特別整理期間(年間7日以内で指定管理者が指定する日)

- (4) 向島子ども図書館
ア～ウ 略
エ 特別整理期間(年間7日以内で指定管理者が指定する日)

(入館の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁止し、又は退館させることができる。

- (1)～(5) 略
(6) その他管理上支障があると認める者
(集会室等の使用)

第10条 中央図書館の市民ラウンジ、視聴覚ホール、大会議室、小会議室及び茶室並びにみつぎ子ども図書館の育児教室及びプレイルーム(以下「集会室等」という。)を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合は、使用上の条件を付することができる。

3 集会室等の使用時間は、教育委員会が別に定める。

(使用料)

第11条 略

(使用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、第8条の規定により使用許可を受けた者が、法令等に違反したとき又は係員の指示に従わないときは、使用許可の取消し若しくは使用の一時中止又は使用許可条件を変更することができる。

(損害の賠償)

(使用許可の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会室等の使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、集会室等の管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用制限、使用停止若しくは退去を命ずることができる。

- (1) 第10条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が許可条件又は指示に違反したとき。
- (3) 虚偽その他の不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 前条各号の規定に該当する事由が発生したとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消し、又は使用制限、使用停止若しくは退去を命じた場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者は、それに対し賠償の責めを負わない。

(目的外使用、転貸等の禁止)

第14条 使用者は、集会室等を許可を受けた使用目的以外に使用し、転貸し、又はその使用権を譲渡してはならない。

(原状回復義務)

第15条 使用者は、集会室等の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。第13条第1項の規定により使用許可を取り消され、又は使用制限、使用停止若しくは退去を命ぜられたときも、また同様とする。

(損害の賠償)

第11条 利用者は、図書館資料及び施設・設備器具等を著しく汚損、破損又は紛失したときは、これに代わる現品又は相当の代価によって賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、図書館の設置及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別にこれを定める。

第16条 図書館の利用者(使用者を含む。)は、図書館資料及び施設・設備器具等を著しく汚損、破損又は紛失したときは、これに代わる現品又は相当の代価によって市に賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

議案第 88 号

芸予文化情報センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 26 年 2 月 24 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

芸予文化情報センター設置及び管理条例の一部を改正する
条例案

条例第 号

芸予文化情報センター設置及び管理条例の一部を改正する
条例

第 1 条 芸予文化情報センター設置及び管理条例（平成 17 年条例第 216 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 多目的ホール使用料の表中

「

円	円	円	円	円	円
9,700	14,800	18,700	24,500	30,100	38,800
11,600	17,700	22,400	29,300	36,000	46,500

」

を

「

円	円	円	円	円	円
9,970	15,220	19,230	25,200	30,960	39,900
11,930	18,200	23,040	30,130	37,020	47,820

」

に改める。

第 2 条 芸予文化情報センター設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第 4 条の表情報室の項中「ニューメディア機器等を整備し」を「情報媒体を利用し」に改める。

第 17 条を第 23 条とし、第 16 条を第 22 条とする。

第 15 条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第 21 条とする。

第 14 条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、

「第8条第1項」を「第13条第1項」に、「使用許可」を「利用許可」に、「使用制限、使用停止」を「利用制限、利用停止」に改め、同条を第20条とする。

第13条の見出し中「目的外使用」を「目的外利用」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用目的以外に使用し」を「利用目的以外に利用し」に、「使用権」を「利用権」に改め、同条を第19条とする。

第12条の見出し及び同条本文中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「市長が特別の理由」を「指定管理者において相当の事由」に改め、同条を第18条とする。

第11条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、特別の理由」を「指定管理者は、教育委員会が別に定める特別の事由」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第17条とし、同条の前に次の2条を加える。

(利用料金の納入)

第15条 利用者は、多目的ホールの利用許可を受けた際に、指定管理者に多目的ホール及び附属設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第16条 教育委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

第10条を削る。

第9条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第14条とする。

第8条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用許可」を「利用許可」に、「使用者」を「利用者」に、「使用制限、使用停止」を「利用制限、利用停止」に改め、同項第1号及び第2号中「使用者」を「利用者」に改め、同項第3号中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第2項中「使用許可」を「利用許可」に、「使用制限、使用停止」を「利用制限、利用停止」に、「使用者」を「利用者」に、「市」を「市及び指定管理者」に改め、同条を第13条とする。

第7条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条中「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第12条とする。

第6条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用者」

を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に改め、同条を第11条とする。

第5条の見出しを「(利用許可)」に改め、同条第1項中「使用しようとする」を「利用しようとする」に、「教育委員会」を「あらかじめ指定管理者」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とする。

第4条の次に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

第5条 センターの管理は、尾道市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年条例第2号)の規定により市が指定した法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。ただし、同条例第3条第1項の申請がなかったとき又は同条例第4条に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの利用許可に関する業務
- (2) センターの施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (3) 利用料金徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定の期間)

第7条 指定管理者がセンターの管理を行う期間(以下「指定期間」という。)は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から起算して5年間とする。ただし、期間満了後の再指定を妨げない。

- 2 指定期間の始期が4月1日以降であるときは、前項の規定にかかわらず、当該日の属する年度の3月31日までを1年間とみなす。

(開館時間)

第8条 センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを延長し、又は短縮することができる。

施設	開館時間
尾道市立因島図書館・情報室	午前10時から午後6時まで
多目的ホール	午前9時から午後10時まで

(休館日)

第9条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に開館し、又は休館す

ることができる。

(1) 尾道市立因島図書館及び情報室

ア 毎週月曜日（ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。）

イ 休日の翌日（ただし、この日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その直後の休日でない日とする。）

ウ 12月29日から翌年の1月4日までの日

エ 特別整理期間（年間10日以内で指定管理者が指定する日）

(2) 多目的ホール

ア 毎週月曜日（ただし、この日が休日に当たるときは、直後の休日でない日とする。）

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

別表中「(第10条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同表の1 多目的ホール使用料の表を次のように改める。

1 多目的ホール利用料金上限額

区分	利用料金					
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
平日	円 9,970	円 15,220	円 19,230	円 25,200	円 30,960	円 39,900
土・日・休日	11,930	18,200	23,040	30,130	37,020	47,820

備考

- 1 利用者が市民以外の者（実質的に利用する者が市民以外の者であるものを含む。）であるときは、利用料金の額の100%に相当する額を加算する。
- 2 利用者が、入場料その他これに類するものを徴収するときは、利用料金の額の100%に相当する額を加算する。
- 3 許可利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合は、超過又は繰上げ時間1時間（30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。）につき、利用料金の額をそれぞれの利用時間で除して得た額の120%に相当する額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入した額）を加算する。
- 4 冷暖房を利用するときは、利用時間1時間（利用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき1,500円を利用料金の額に加算する。

別表の2 附属設備使用料の表中「附属設備使用料」を「附属設備利用料金上限額」に改め、同表名称の項中「使用料」を「利用料金」

に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の芸予文化情報センター設置及び管理条例別表の1 多目的ホール使用料の表の規定は、平成26年4月1日以後に教育委員会が行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に指定管理者が行う利用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、芸予文化情報センターの多目的ホールの使用料の額を改めるため、及び同センターの管理を平成27年4月1日から指定管理者による管理とするための条例改正である。

議案第88号 芸予文化情報センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案について

1 芸予文化情報センター設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧							新						
別表(第10条関係) 1 多目的ホール使用料							別表(第10条関係) 1 多目的ホール使用料						
区分	使用料						区分	使用料					
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
平日	円	円	円	円	円	円	平日	円	円	円	円	円	円
	9,700	14,800	18,700	24,500	30,100	38,800		9,970	15,220	19,230	25,200	30,960	39,900
		0	0	0	0	0			0	0	0	0	0
土・日・休日	11,600	17,700	22,400	29,300	36,000	46,500	土・日・休日	11,930	18,200	23,040	30,130	37,020	47,820
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
備考 略 2 略							備考 略 2 略						

2 芸予文化情報センター設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新												
(事業)	(事業)												
第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。	第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。												
<table border="1"> <tr> <td>尾道市立因島図書館</td> <td>図書その他必要な資料等を収集、整理、保存し、一般の利用に供するとともに、必要な広報、事業を実施する。</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>各種発表会、講演会、会議等の開催及び一般の利用に供する。</td> </tr> <tr> <td>情報室</td> <td>ニューメディア機器等を整備し、必要な情報を提供する。</td> </tr> </table>	尾道市立因島図書館	図書その他必要な資料等を収集、整理、保存し、一般の利用に供するとともに、必要な広報、事業を実施する。	多目的ホール	各種発表会、講演会、会議等の開催及び一般の利用に供する。	情報室	ニューメディア機器等を整備し、必要な情報を提供する。	<table border="1"> <tr> <td>尾道市立因島図書館</td> <td>図書その他必要な資料等を収集、整理、保存し、一般の利用に供するとともに、必要な広報、事業を実施する。</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>各種発表会、講演会、会議等の開催及び一般の利用に供する。</td> </tr> <tr> <td>情報室</td> <td>情報媒体を利用し、必要な情報を提供する。</td> </tr> </table>	尾道市立因島図書館	図書その他必要な資料等を収集、整理、保存し、一般の利用に供するとともに、必要な広報、事業を実施する。	多目的ホール	各種発表会、講演会、会議等の開催及び一般の利用に供する。	情報室	情報媒体を利用し、必要な情報を提供する。
尾道市立因島図書館	図書その他必要な資料等を収集、整理、保存し、一般の利用に供するとともに、必要な広報、事業を実施する。												
多目的ホール	各種発表会、講演会、会議等の開催及び一般の利用に供する。												
情報室	ニューメディア機器等を整備し、必要な情報を提供する。												
尾道市立因島図書館	図書その他必要な資料等を収集、整理、保存し、一般の利用に供するとともに、必要な広報、事業を実施する。												
多目的ホール	各種発表会、講演会、会議等の開催及び一般の利用に供する。												
情報室	情報媒体を利用し、必要な情報を提供する。												
	(指定管理者による管理)												
	第5条 センターの管理は、尾道市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年条例第2号)の規定により市が指定した法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。ただし、同条例第3条第1項の申請がなかったとき又は同条例第4条に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。												
	(指定管理者が行う業務)												
	第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。												
	<ol style="list-style-type: none"> (1) センターの利用許可に関する業務 (2) センターの施設及び附属設備の維持管理に関する業務 (3) 利用料金徴収に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、教育委員会が必要と認める業務 												
	(指定管理者の指定の期間)												
	第7条 指定管理者がセンターの管理を行う期間(以下「指定期間」という。)は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から起算して5年間とする。ただし、期間満了後の再指定を妨げない。												
	2 指定期間の始期が4月1日以降であるときは、前項の規定にかかわらず、当該日の属する年度の3月31日までを1年間とみなす。												
	(開館時間)												
	第8条 センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを延長し、又は短縮することができる。												

施設	開館時間
尾道市立因島 図書館・情報 室	午前10時から午後6時まで
多目的ホール	午前9時から午後10時まで

(休館日)

第9条 センターの休館日は、次のとおりとする。
ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 尾道市立因島図書館及び情報室

ア 毎週月曜日(ただし、この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときを除く。)

イ 休日の翌日(ただし、この日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その直後の休日でない日とする。)

ウ 12月29日から翌年の1月4日までの日

エ 特別整理期間(年間10日以内で指定管理者が指定する日)

(2) 多目的ホール

ア 毎週月曜日(ただし、この日が休日に当たるときは、直後の休日でない日とする。)

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用許可)

第10条 多目的ホールを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に際して条件を付すことができる。

(附属設備の利用)

第11条 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、多目的ホールの附属設備を利用することができる。

(利用許可の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、多目的ホールの利用を許可しないことができる。

(1)~(4) 略

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用者に対し利用制限、利用停止若しくは退去を命ずることができる。

(1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 利用者が許可条件又は指示に違反したとき。

(使用許可)

第5条 多目的ホールを使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 教育委員会は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に際して条件を付すことができる。

(附属設備の使用)

第6条 前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、多目的ホールの附属設備を使用することができる。

(使用許可の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、多目的ホールの使用を許可しないことができる。

(1)~(4) 略

(使用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用者に対し使用制限、使用停止若しくは退去を命ずることができる。

(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用者が許可条件又は指示に違反したとき。

(3) 虚偽その他の不正な手段により使用許可を受けたとき。

(4) 略

2 前項の規定により使用許可を取り消し、又は使用制限、使用停止若しくは退去を命じた場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市は、それに対し賠償の責めを負わない。

(入館の制限)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退去を命ずることができる。

(1)~(4) 略

(使用料)

第10条 使用者は、多目的ホール及び附属設備の使用許可を受ける際に、別表に定める使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(目的外使用、転貸等の禁止)

第13条 使用者は、多目的ホールを許可を受けた使用目的以外に使用し、転貸し、又はその使用権を譲渡してはならない。

(原状回復義務)

第14条 使用者は、多目的ホールの使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。第8条第1項の規定により使用許可を取り消され、又は使用制限、使用停止若しくは退去を命ぜられたときも、また同様とする。

(3) 虚偽その他の不正な手段により利用許可を受けたとき。

(4) 略

2 前項の規定により利用許可を取り消し、又は利用制限、利用停止若しくは退去を命じた場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者は、それに対し賠償の責めを負わない。

(入館の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退去を命ずることができる。

(1)~(4) 略

(利用料金の納入)

第15条 利用者は、多目的ホールの利用許可を受けた際に、指定管理者に多目的ホール及び附属設備の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第16条 教育委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、教育委員会が別に定める特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第18条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者において相当の事由があると認めるときは、この限りでない。

(目的外利用、転貸等の禁止)

第19条 利用者は、多目的ホールを許可を受けた利用目的以外に利用し、転貸し、又はその利用権を譲渡してはならない。

(原状回復義務)

第20条 利用者は、多目的ホールの利用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。第13条第1項の規定により利用許可を取り消され、又は利用制限、利用停止若しくは退去を命ぜられたときも、また同様とする。

(損害賠償義務)

第15条 使用者は、故意又は過失によりセンターの施設、設備又は備品を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を市に賠償しなければならない。

(運営協議会)

第16条 略

(委任)

第17条 略

別表(第10条関係)

1 多目的ホール使用料

区分	使用料					
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
平日	円 9,970	円 15,220	円 19,230	円 25,200	円 30,960	円 39,900
土・日・休日	11,930	18,200	23,040	30,130	37,020	47,820
日	0	0	0	0	0	0

備考

- 1 使用者が市民以外の者(実質的に使用する者が市民以外の者であるものを含む。)であるときは、使用料の額の100%に相当する額を加算する。
- 2 使用者が、入場料その他これに類するものを徴収するときは、使用料の額の100%に相当する額を加算する。
- 3 許可使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合は、超過又は繰上げ時間1時間(30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。)につき、使用料の額をそれぞれの使用時間で除して得た額の120%に相当する額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入した額)を加算する。
- 4 冷暖房を使用するときは、使用時間1時間(使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき1,500円を使用料の額に加算する。

2 附属設備使用料

名称	単位	使用料
16ミリ映写機A	1式	3,500円
16ミリ映写機B	1式	2,000円
ビデオプロジェクターA	1台	3,500円
ビデオプロジェクターB	1台	3,000円
照明装置	1式	1,000円

(損害賠償義務)

第21条 利用者は、故意又は過失によりセンターの施設、設備又は備品を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を市に賠償しなければならない。

(運営協議会)

第22条 略

(委任)

第23条 略

別表(第15条関係)

1 多目的ホール利用料金上限額

区分	利用料金					
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
平日	円 9,970	円 15,220	円 19,230	円 25,200	円 30,960	円 39,900
土・日・休日	11,930	18,200	23,040	30,130	37,020	47,820
日	0	0	0	0	0	0

備考

- 1 利用者が市民以外の者(実質的に利用する者が市民以外の者であるものを含む。)であるときは、利用料金の額の100%に相当する額を加算する。
- 2 利用者が、入場料その他これに類するものを徴収するときは、利用料金の額の100%に相当する額を加算する。
- 3 許可利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合は、超過又は繰上げ時間1時間(30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。)につき、利用料金の額をそれぞれの利用時間で除して得た額の120%に相当する額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入した額)を加算する。
- 4 冷暖房を利用するときは、利用時間1時間(利用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき1,500円を利用料金の額に加算する。

2 附属設備利用料金上限額

名称	単位	利用料金
16ミリ映写機A	1式	3,500円
16ミリ映写機B	1式	2,000円
ビデオプロジェクターA	1台	3,500円
ビデオプロジェクターB	1台	3,000円
照明装置	1式	1,000円

議案第89号

尾道市立美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市立美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市立美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例

尾道市立美術館設置及び管理条例（平成14年条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

1,000円	1,200円	2,200円
—	—	(各室) 2,000円
—	—	3,000円
—	—	(各室) 500円

」

を

「

1,020円	1,230円	2,250円
—	—	(各室) 2,050円
—	—	3,080円
—	—	(各室) 510円

」

に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、尾道市立美術館の使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第89号 尾道市立美術館設置及び管理条例の一部を改正する
条例案について

尾道市立美術館設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表第2(第11条関係)				別表第2(第11条関係)			
区分	午前	午後	1日	区分	午前	午後	1日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
集合ロビー	<u>1,000円</u>	<u>1,200円</u>	<u>2,200円</u>	集合ロビー	<u>1,020円</u>	<u>1,230円</u>	<u>2,250円</u>
第1～4、6 展示室	＝	＝	(各室) <u>2,000円</u>	第1～4、6 展示室	＝	＝	(各室) <u>2,050円</u>
第5展示室	＝	＝	<u>3,000円</u>	第5展示室	＝	＝	<u>3,080円</u>
回廊1、2	＝	＝	(各室) <u>500円</u>	回廊1、2	＝	＝	(各室) <u>510円</u>

議案第90号

尾道市立圓鏝勝三彫刻記念公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市立圓鏝勝三彫刻記念公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市立圓鏝勝三彫刻記念公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

尾道市立圓鏝勝三彫刻記念公園設置及び管理条例（平成17年条例第279号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書を次のように改める。

ただし、特別展を実施した場合の入館料（以下「特別入館料」という。）は、市長が別に定めることができる。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長において特別の事情があると認めるときは、入館料及び特別入館料について、後納とすることができる。

第10条の見出し中「使用料」を「入館料等」に改め、同条中「使用料」を「入館料、特別入館料及び使用料（以下「入館料等」という。）」に改める。

第11条（見出しを含む。）中「使用料」を「入館料等」に改める。

別表第2中

「

730円	970円	1,460円
360円	480円	730円

」

を
「

750円	990円	1,500円
370円	490円	750円

に、

陶芸窯	1時間につき500円
1 休園日における使用料は、この表に定める額の2割を加算した額とする。	
2 本市住民以外の者の使用料は、この表に定める額の3割を加算した額とする。	

を

陶芸窯	1時間につき510円
1 休園日における使用料は、この表に定める額の2割を加算した額とする。ただし、10円未満の端数は切り捨てる。	
2 本市住民以外の者の使用料は、この表に定める額の3割を加算した額とする。ただし、10円未満の端数は切り捨てる。	

に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に市長が行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に指定管理者が行う利用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

尾道市立圓鏝勝三彫刻記念公園の入館料について、特別入館料を定めるため、並びに消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、同施設の創作棟の使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第90号 尾道市立圓鏢勝三彫刻記念公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について

尾道市立圓鏢勝三彫刻記念公園設置及び管理条例 新旧対照表
(傍線の部分は改正部分)

旧	新																																								
<p>(入館料)</p> <p>第5条 美術館に入館しようとする者は、別表第1に定める入館料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を還付することができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表第2(第9条関係)</p> <p style="text-align: center;">創作棟使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9時から12時まで</th> <th>13時から17時まで</th> <th>18時から22時まで</th> <th>冷暖房料金 (1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習室</td> <td style="text-align: center;">730円</td> <td style="text-align: center;">970円</td> <td style="text-align: center;">1,460円</td> <td style="text-align: center;">300円</td> </tr> <tr> <td>創作室</td> <td style="text-align: center;">360円</td> <td style="text-align: center;">480円</td> <td style="text-align: center;">730円</td> <td style="text-align: center;">150円</td> </tr> <tr> <td>陶芸窯</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">1時間につき500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 休園日における使用料は、この表に定める額の2割を加算した額とする。</p> <p>2 本市住民以外の者の使用料は、この表に定める額の3割を加算した額とする。</p>	区分	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	冷暖房料金 (1時間につき)	学習室	730円	970円	1,460円	300円	創作室	360円	480円	730円	150円	陶芸窯	1時間につき500円				<p>(入館料)</p> <p>第5条 美術館に入館しようとする者は、別表第1に定める入館料を前納しなければならない。ただし、特別展を実施した場合の入館料(以下「特別入館料」という。)は、市長が別に定めることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長において特別の事情があると認めるときは、入館料及び特別入館料について、後納とすることができる。</p> <p>(入館料等の不還付)</p> <p>第10条 既に納付した入館料、特別入館料及び使用料(以下「入館料等」という。)は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を還付することができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(入館料等の減免)</p> <p>第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料等を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表第2(第9条関係)</p> <p style="text-align: center;">創作棟使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9時から12時まで</th> <th>13時から17時まで</th> <th>18時から22時まで</th> <th>冷暖房料金 (1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習室</td> <td style="text-align: center;">750円</td> <td style="text-align: center;">990円</td> <td style="text-align: center;">1,500円</td> <td style="text-align: center;">300円</td> </tr> <tr> <td>創作室</td> <td style="text-align: center;">370円</td> <td style="text-align: center;">490円</td> <td style="text-align: center;">750円</td> <td style="text-align: center;">150円</td> </tr> <tr> <td>陶芸窯</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">1時間につき510円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 休園日における使用料は、この表に定める額の2割を加算した額とする。ただし、10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>2 本市住民以外の者の使用料は、この表に定める額の3割を加算した額とする。ただし、10円未満の端数は切り捨てる。</p>	区分	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	冷暖房料金 (1時間につき)	学習室	750円	990円	1,500円	300円	創作室	370円	490円	750円	150円	陶芸窯	1時間につき510円			
区分	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	冷暖房料金 (1時間につき)																																					
学習室	730円	970円	1,460円	300円																																					
創作室	360円	480円	730円	150円																																					
陶芸窯	1時間につき500円																																								
区分	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	冷暖房料金 (1時間につき)																																					
学習室	750円	990円	1,500円	300円																																					
創作室	370円	490円	750円	150円																																					
陶芸窯	1時間につき510円																																								

議案第91号

市立学校に於ける授業料その他の費用に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

市立学校に於ける授業料その他の費用に関する条例の一部を
改正する条例案

条例第 号

市立学校に於ける授業料その他の費用に関する条例の一部を
改正する条例

市立学校に於ける授業料その他の費用に関する条例（昭和23年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の授業料については、授業料を徴収しないことが高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でない」と市長が別に定める場合において」を「においては」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前から引き続き尾道南高等学校に在学する者に係る同日以後の授業料については、なお従前の例による。

提案理由

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正により、公立高等学校の授業料等の不徴収制度が廃止され、所得制限を伴う就学支援金制度が導入されることとなったことに伴い、授業料の徴収に係る規定を改めるための条例改正である。

議案第91号 市立学校に於ける授業料その他の費用に関する条例
の一部を改正する条例案について

市立学校に於ける授業料その他の費用に関する条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>第2条 尾道南高等学校の授業料については、<u>授業料を徴収しないことが高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でない</u>と市長が別に定める場合において、別表に定める授業料を徴収する。</p>	<p>第2条 尾道南高等学校においては、別表に定める授業料を徴収する。</p>

議案第92号

尾道市ゲートボール場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市ゲートボール場設置及び管理条例の一部を改正する 条例案

条例第 号

尾道市ゲートボール場設置及び管理条例の一部を改正する 条例

尾道市ゲートボール場設置及び管理条例（平成18年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,000円」を「2,060円」に、「200円」を「210円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「350円」を「360円」に、「500円」を「510円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う利用の許可に係る利用料金について適用し、同日前に行う利用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、ゲートボール場の利用料金の額を改めるための条例改正である。

議案第92号 尾道市ゲートボール場設置及び管理条例の一部を改正する条例案について

尾道市ゲートボール場設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表(第8条関係) ゲートボール場利用料金上限額				別表(第8条関係) ゲートボール場利用料金上限額			
施設区分	利用内容			施設区分	利用内容		
	ゲートボールの練習・競技大会等(1日当たり)	ゲートボール以外の利用(1日当たり)	夜間照明施設利用料金(1時間当たり)		ゲートボールの練習・競技大会等(1日当たり)	ゲートボール以外の利用(1日当たり)	夜間照明施設利用料金(1時間当たり)
屋内コート	無料	<u>2,000円</u>	<u>200円</u>	屋内コート	無料	<u>2,060円</u>	<u>210円</u>
屋外コート	無料	<u>1,000円</u>	<u>350円</u>	屋外コート	無料	<u>1,030円</u>	<u>360円</u>
管理棟	<u>500円</u>	<u>1,000円</u>		管理棟	<u>510円</u>	<u>1,030円</u>	

議案第 93 号

尾道市因島細島ハウス設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 26 年 2 月 24 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市因島細島ハウス設置及び管理条例の一部を改正する
条例案

条例第 号

尾道市因島細島ハウス設置及び管理条例の一部を改正する
条例

尾道市因島細島ハウス設置及び管理条例(平成 17 年条例第 209 号)の一部を次のように改正する。

別表の(1) 宿泊の表中

「

2,000円以内	宿泊の使用時間は午後 4時から翌日の午前1 0時までとする。
1,000円以内	

を

「

2,060円以内	宿泊の利用時間は午後 4時から翌日の午前1 0時までとする。
1,030円以内	

に改める。

」

別表の(2) 施設の利用の表中「使用する」を「利用する」に、「1,000円」を「1,030円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「500円」を「510円」に、「250円」を「260円」に改める。

別表の(3) 附属設備の利用の表冷暖房の項中「500円」を「510円」に、「250円」を「260円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う利用の許可に係る利用料金について適用し、同日前に行う利用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、因島細島ハウスの利用料金の額を改めるための条例改正である。

議案第93号 尾道市因島細島ハウス設置及び管理条例の一部を改正する条例案について

尾道市因島細島ハウス設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧					新					
別表(第12条関係)					別表(第12条関係)					
(1) 宿泊					(1) 宿泊					
区分		利用料金		備考	区分		利用料金		備考	
1人1泊につき	一般	2,000円以内		宿泊の使用時間は午後4時から翌日の午前10時までとする。	1人1泊につき	一般	2,060円以内		宿泊の利用時間は午後4時から翌日の午前10時までとする。	
	小学生、中学生	1,000円以内				小学生、中学生	1,030円以内			
(2) 施設の利用					(2) 施設の利用					
区分		利用料金				区分		利用料金		
		右欄記載以外の者が利用する場合		細島地域の住民又は宿泊者が使用する場合				右欄記載以外の者が利用する場合		細島地域の住民又は宿泊者が使用する場合
		4時間まで	4時間を 超え8時間 まで	4時間まで	4時間を 超え8時間 まで			4時間まで	4時間を 超え8時間 まで	4時間まで
大集会室	1,000円以内	2,000円以内	500円以内	1,000円以内	大集会室	1,030円以内	2,060円以内	510円以内	1,030円以内	
調理室	1,000円以内	2,000円以内	500円以内	1,000円以内	調理室	1,030円以内	2,060円以内	510円以内	1,030円以内	
小集会室	500円以内	1,000円以内	250円以内	500円以内	小集会室	510円以内	1,030円以内	260円以内	510円以内	
和室	500円以内	1,000円以内	250円以内	500円以内	和室	510円以内	1,030円以内	260円以内	510円以内	
(3) 附属設備の利用					(3) 附属設備の利用					
区分		利用料金			区分		利用料金			
		宿泊者以外	宿泊者	備考			宿泊者以外	宿泊者	備考	
		略	略	略			略	略	略	
冷暖房	4時間	500円以内	250円以内		冷暖房	4時間	510円以内	260円以内		

議案第 94 号

尾道市公共下水道条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 26 年 2 月 24 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市公共下水道条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市公共下水道条例の一部を改正する条例

尾道市公共下水道条例（昭和 63 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「算定した額に 100 分の 105 を乗じて得た金額」を「算定した金額」に改め、同条の表中「1,000 円」を「1,080.0 円」に、

「

140 円	151.2 円
160 円	172.8 円
180 円	194.4 円
200 円	216.0 円
140 円	151.2 円
20 円	21.6 円

を に改める。

」

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第18条の規定にかかわらず、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）前から継続して公共下水道を使用し、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日が同月30日後である下水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）の翌日から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定されるまでの期間の月数で除し、これに前回確定日の翌日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1か月に満たない端数が生じたときは、これを1か月とする。
- 4 付則第2項の規定により算定した料金に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

提案理由

公共下水道の使用料の表示方法を総額表示に改めるとともに、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、公共下水道の使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第94号 尾道市公共下水道条例の一部を改正する条例案について

尾道市公共下水道条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧					新				
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第18条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に100分の105を乗じて得た金額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>					<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第18条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)に応じ、次の表に定めるところにより算定した金額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>				
種別	基本料金		超過料金		種別	基本料金		超過料金	
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額 (1立方メートルにつき)		排除汚水量	金額	排除汚水量	金額 (1立方メートルにつき)
一般用	10立方メートルまで	1,000円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	140円	一般用	10立方メートルまで	1,080.0円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	151.2円
			20立方メートルを超え30立方メートルまで	160円				20立方メートルを超え30立方メートルまで	172.8円
			30立方メートルを超え40立方メートルまで	180円				30立方メートルを超え40立方メートルまで	194.4円
			40立方メートルを超えるもの	200円				40立方メートルを超えるもの	216.0円
公衆浴場用	10立方メートルまで	1,000円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	140円	公衆浴場用	10立方メートルまで	1,080.0円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	151.2円
			20立方メートルを超えるもの	20円				20立方メートルを超えるもの	21.6円
備考 略					備考 略				

議案第 95 号

尾道市御調町公共下水道条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 26 年 2 月 24 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市御調町公共下水道条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市御調町公共下水道条例の一部を改正する条例

尾道市御調町公共下水道条例（平成 17 年条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

2, 6 2 5 円
5 2 5 円
2, 6 2 5 円
5 2 5 円

」

を

「

2, 7 0 0 円
5 4 0 円
2, 7 0 0 円
5 4 0 円

」

に、

「

5 2 5 円
1, 0 5 0 円
1, 3 1 2. 5 円
1, 5 7 5 円
1, 0 5 0 円
4, 7 2 5 円
1 5 7. 5 円

」

を

「

5 4 0 円
1, 0 8 0 円
1, 3 5 0 円
1, 6 2 0 円
1, 0 8 0 円
4, 8 6 0 円
1 6 2 円

」

に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)前から継続して公共下水道を使用し、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日が同月30日後である下水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)の翌日から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定されるまでの期間の月数で除し、これに前回確定日の翌日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1か月に満たない端数が生じたときは、これを1か月とする。
- 4 付則第2項の規定により算定した料金に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、御調町公共下水道の使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第95号 尾道市御調町公共下水道条例の一部を改正する条例
案について

尾道市御調町公共下水道条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
別表(第26条関係)			別表(第26条関係)		
汚水排除元の用途	区分	単位当たり料金	汚水排除元の用途	区分	単位当たり料金
一般家庭	基本料金(1世帯当たり月額)	2.625円	一般家庭	基本料金(1世帯当たり月額)	2.700円
	世帯員割(1人当たり月額)	525円	世帯員割(1人当たり月額)	540円	
主に水を使用しない事業所(一般住宅と分離しているもの)	基本料金(1事業所当たり月額)	2.625円	主に水を使用しない事業所(一般住宅と分離しているもの)	基本料金(1事業所当たり月額)	2.700円
	換算人員割(換算人員1人当たり月額)	525円	換算人員割(換算人員1人当たり月額)	540円	
主に水を使用しない事業所(一般住宅と兼用されているもの)	一般家庭の部で算定した使用料金に、換算人員割により算出した金額を加算する。	換算人員割(換算人員1人当たり月額) 525円	主に水を使用しない事業所(一般住宅と兼用されているもの)	一般家庭の部で算定した使用料金に、換算人員割により算出した金額を加算する。	換算人員割(換算人員1人当たり月額) 540円
振興区等集会所	対象振興区等の世帯数が50世帯未満の場合	1.050円	振興区等集会所	対象振興区等の世帯数が50世帯未満の場合	1.080円
	対象振興区等の世帯数が50世帯以上100世帯未満の場合	1.312.5円	対象振興区等の世帯数が50世帯以上100世帯未満の場合	1.350円	
	対象振興区等の世帯数が100世帯以上の場合	1.575円	対象振興区等の世帯数が100世帯以上の場合	1.620円	
公衆トイレ(市が設置したもの及び公共的団体が設置したものに限る。)	1施設当たり	1.050円	公衆トイレ(市が設置したもの及び公共的団体が設置したものに限る。)	1施設当たり	1.080円
上記以外(公共施設を含む。)	基本料金 排水量が1か月当たり30立方メートルまでの分	4.725円	上記以外(公共施設を含む。)	基本料金 排水量が1か月当たり30立方メートルまでの分	4.860円
	超過料金 排水量が30立方メートルを超える分1立法メートル当たり	157.5円	超過料金 排水量が30立方メートルを超える分1立法メートル当たり	162円	

議案第96号

尾道市污水处理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市污水处理施設設置及び管理条例の一部を改正する
条例案

条例第 号

尾道市污水处理施設設置及び管理条例の一部を改正する
条例

尾道市污水处理施設設置及び管理条例（平成5年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「600円を乗じて得た額に、100分の105」を「648円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第11条第2項の規定にかかわらず、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）前から継続して污水处理施設を使用し、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日が同月30日後である污水处理施設の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支

払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）の翌日から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定されるまでの期間の月数で除し、これに前回確定日の翌日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1か月に満たない端数が生じたときは、これを1か月とする。
- 4 付則第2項の規定により算定した料金に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

提案理由

汚水処理施設の使用料の表示方法を総額表示に改めるとともに、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、汚水処理施設の使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第96号 尾道市汚水処理施設設置及び管理条例の一部を改正
 する条例案について

尾道市汚水処理施設設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(下水道使用料の徴収)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 使用料は、使用者が排除した排出量に1立方メートル当たり<u>600円</u>を乗じて得た額に、<u>100分の105</u>を乗じて得た金額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(下水道使用料の徴収)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 使用料は、使用者が排除した排出量に1立方メートル当たり<u>648円</u>を乗じて得た金額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>3・4 略</p>

議案第97号

尾道市消防手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市消防手数料条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市消防手数料条例の一部を改正する条例

尾道市消防手数料条例（平成17年条例第271号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部(1)の款オの項中「91,000円」を「92,000円」に改め、同部(2)の款エの項中

「

820,000円
990,000円
1,100,000円
1,400,000円
1,640,000円
3,850,000円
5,090,000円

を

「

830,000円
1,010,000円
1,120,000円
1,420,000円
1,660,000円
3,880,000円
5,100,000円

に改め、同

」

」

款カの項中

「

1,120,000円

「

1,130,000円

1, 330, 000円
1, 480, 000円

を

1, 340, 000円
1, 500, 000円

に、

2, 120, 000円
4, 330, 000円

を

2, 140, 000円
4, 350, 000円

に改め、同

部(3)の款カの項中「91, 000円」を「92, 000円」に改め、同
表6の部(1)の款エの項中

950, 000円

を

990, 000円

に、

1, 650, 000円
3, 180, 000円
3, 890, 000円
4, 450, 000円

を

1, 720, 000円
3, 320, 000円
4, 060, 000円
4, 650, 000円

に改め、同

表7の部のアの項中

410, 000円

を

430, 000円

に、

920, 000円
1, 160, 000円
2, 830, 000円
3, 470, 000円
4, 000, 000円

を

960, 000円
1, 210, 000円
2, 950, 000円
3, 620, 000円
4, 170, 000円

に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後にする申請に係る手数料について適用し、同日前にした申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、消防手数料の額を改めるための条例改正である。

議案第97号 尾道市消防手数料条例の一部を改正する条例案について

て

尾道市消防手数料条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
手数料を徴収する事務			金額	手数料を徴収する事務			金額
略	略			略	略		
2 法第1(1) 略	略			2 法第1(1) 略	略		
1条第1項前段の規定による設置許可を受けようとする者	製造所	オ 指定数量の倍数が200を超える	91,000円	1条第1項前段の規定による設置許可を受けようとする者	製造所	オ 指定数量の倍数が200を超える	92,000円
	(2) 貯蔵所	エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(カにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち	略		(2) 貯蔵所	エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(カにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち	略
		(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満	820,000円			(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満	830,000円
		(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満	990,000円			(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満	1,010,000円
		(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満	1,100,000円			(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満	1,120,000円
		(エ) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満	1,400,000円			(エ) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満	1,420,000円

総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(カ)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満	1,640,000 円
	(イ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満	3,850,000 円
	(ロ) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満	5,090,000 円
	略	略
カ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	(7) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満	1,120,000 円
	(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満	1,330,000 円
	(ロ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満	1,480,000 円
略	略	略

総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(カ)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満	1,660,000 円
	(イ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満	3,880,000 円
	(ロ) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満	5,100,000 円
	略	略
カ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	(7) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満	1,130,000 円
	(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満	1,340,000 円
	(ロ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満	1,500,000 円
略	略	略

		(イ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満	2,120,000 円
		(ロ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満	4,330,000 円
		略	略
	略		略
	(3) 略		略
	取扱所	カ 略	略
	取扱所	一般取扱所	(イ) 指定数量の倍数が200を超える
			91,000円
略			略
6 法第1(1)条の2第1項の規定による完成検査前検査を受けようとする者	設置許可	溶接部検査	(イ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所
			950,000円
		略	略
		(イ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,650,000 円
		(ロ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,180,000 円

		(イ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満	2,140,000 円
		(ロ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満	4,350,000 円
		略	略
	略		略
	(3) 略		略
	取扱所	カ 略	略
	取扱所	一般取扱所	(イ) 指定数量の倍数が200を超える
			92,000円
略			略
6 法第1(1)条の2第1項の規定による完成検査前検査を受けようとする者	設置許可	溶接部検査	(イ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所
			990,000円
		略	略
		(イ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,720,000 円
		(ロ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,320,000 円

		(キ) 危険物の貯蔵 最大数量が30万 キロリットル以 上40万キロリッ トル未満の特定 屋外タンク貯蔵 所	3,890,000 円
		(ク) 危険物の貯蔵 最大数量が40万 キロリットル以 上の特定屋外タ ンク貯蔵所	4,450,000 円
	略	略	略
	略	略	略
7 法第14条 の3第1項及 び第2項の 規定による 保安に関す る検査を受 けようとし る者	ア 特 定屋 外タ ンク 貯蔵 所(岩 盤タ ンク に係 る屋 外タ ンク 貯蔵 所を 除く。)	(イ) 危険物の 貯蔵最大数量 が5,000キロ リットル以上 1万キロリッ トル未満の特 定屋外タンク 貯蔵所	410,000円
		略	略
		(エ) 危険物の 貯蔵最大数量 が5万キロリ ットル以上1 0万キロリッ トル未満の特 定屋外タンク 貯蔵所	920,000円
		(オ) 危険物の 貯蔵最大数量 が10万キロ リットル以上 20万キロリ ットル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所	1,160,000 円
		(カ) 危険物の 貯蔵最大数量 が20万キロ リットル以上 30万キロリ ットル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所	2,830,000 円
		(キ) 危険物の 貯蔵最大数量 が30万キロ	3,470,000 円

		(キ) 危険物の貯蔵 最大数量が30万 キロリットル以 上40万キロリッ トル未満の特定 屋外タンク貯蔵 所	4,060,000 円
		(ク) 危険物の貯蔵 最大数量が40万 キロリットル以 上の特定屋外タ ンク貯蔵所	4,650,000 円
	略	略	略
	略	略	略
7 法第14条 の3第1項及 び第2項の 規定による 保安に関す る検査を受 けようとし る者	ア 特 定屋 外タ ンク 貯蔵 所(岩 盤タ ンク に係 る屋 外タ ンク 貯蔵 所を 除く。)	(イ) 危険物の 貯蔵最大数量 が5,000キロ リットル以上 1万キロリッ トル未満の特 定屋外タンク 貯蔵所	430,000円
		略	略
		(エ) 危険物の 貯蔵最大数量 が5万キロリ ットル以上1 0万キロリッ トル未満の特 定屋外タンク 貯蔵所	960,000円
		(オ) 危険物の 貯蔵最大数量 が10万キロ リットル以上 20万キロリ ットル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所	1,210,000 円
		(カ) 危険物の 貯蔵最大数量 が20万キロ リットル以上 30万キロリ ットル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所	2,950,000 円
		(キ) 危険物の 貯蔵最大数量 が30万キロ	3,620,000 円

	リットル以上 40万キロリ ットル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所	
(イ)	危険物の 貯蔵最大数量 が40万キロ リットル以上 の特定屋外タ ンク貯蔵所	<u>4,000,000</u> 円
略	略	略

	リットル以上 40万キロリ ットル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所	
(イ)	危険物の 貯蔵最大数量 が40万キロ リットル以上 の特定屋外タ ンク貯蔵所	<u>4,170,000</u> 円
略	略	略

議案第98号

尾道市水道給水条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市水道給水条例等の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市水道給水条例等の一部を改正する条例

(尾道市水道給水条例の一部改正)

第1条 尾道市水道給水条例(昭和36年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第30条第1項の表中「976.5円」を「1,004.40円」に、「210.0円」を「216.00円」に、「264.6円」を「272.16円」に、「321.3円」を「330.48円」に、「2,089.5円」を「2,149.20円」に、「308.7円」を「317.52円」に、「367.5円」を「378.00円」に、「426.3円」を「438.48円」に、「16,170.0円」を「16,632.00円」に、「231.0円」を「237.60円」に、「283.5円」を「291.60円」に、「336.0円」を「345.60円」に、「903.0円」を「928.80円」に、「441.0円」を「453.60円」に改める。

第30条の2第4項中「262.5円」を「270.00円」に改める。

第36条の2第2項の表中

「	「		
<table border="1"><tr><td>89,250 円</td></tr></table>	89,250 円	<table border="1"><tr><td>91,800 円</td></tr></table>	91,800 円
89,250 円			
91,800 円			

178,500 円
357,000 円
1,071,000 円
1,785,000 円
4,462,500 円
7,586,250 円

を

183,600 円
367,200 円
1,101,600 円
1,836,000 円
4,590,000 円
7,803,000 円

に改める。

(尾道市百島地区及び浦崎地区水道事業分担金徴収条例の一部改正)

第2条 尾道市百島地区及び浦崎地区水道事業分担金徴収条例(昭和50年条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表中

105,000 円
210,000 円
315,000 円
525,000 円

を

108,000 円
216,000 円
324,000 円
540,000 円

に改める。

(尾道市木ノ庄東地区水道分担金徴収条例の一部改正)

第3条 尾道市木ノ庄東地区水道分担金徴収条例(昭和58年条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表中

189,000 円
378,000 円
756,000 円
2,268,000 円
3,780,000 円

を

194,400 円
388,800 円
777,600 円
2,332,800 円
3,888,000 円

に改める。

(尾道市木ノ庄西地区水道分担金徴収条例の一部改正)

第4条 尾道市木ノ庄西地区水道分担金徴収条例(平成2年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表中

231,000 円
462,000 円
924,000 円
2,730,000 円
4,515,000 円

を

237,600 円
475,200 円
950,400 円
2,808,000 円
4,644,000 円

に改める。

(尾道市原田地区及び木ノ庄町木梨山方地区水道分担金徴収条例の一部改正)

第5条 尾道市原田地区及び木ノ庄町木梨山方地区水道分担金徴収条例(平成15年条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表中

315,000 円
630,000 円
1,260,000 円
3,780,000 円
6,300,000 円

を

324,000 円
648,000 円
1,296,000 円
3,888,000 円
6,480,000 円

に改める。

(尾道市御調東部地区水道分担金徴収条例の一部改正)

第6条 尾道市御調東部地区水道分担金徴収条例(平成18年条例第75号)の一部を次のように改正する。

別表中

315,000 円
630,000 円
1,260,000 円
3,780,000 円
6,300,000 円
15,750,000 円
26,775,000 円

を

324,000 円
648,000 円
1,296,000 円
3,888,000 円
6,480,000 円
16,200,000 円
27,540,000 円

に改める。

(尾道市御調西部地区水道分担金徴収条例の一部改正)

第7条 尾道市御調西部地区水道分担金徴収条例(平成23年条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表中

315,000円	を	324,000円	に改める。
630,000円		648,000円	
1,260,000円		1,296,000円	
3,780,000円		3,888,000円	
6,300,000円		6,480,000円	
15,750,000円		16,200,000円	
26,775,000円		27,540,000円	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の尾道市水道給水条例(以下「改正後の条例」という。)第30条第1項の規定にかかわらず、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)の翌日から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定されるまでの期間の月数で除し、これに前回確定日の翌日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1か月に満たない端数が生じたときは、これを1か月とする。

- 4 付則第2項の規定により算定した料金に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 5 改正後の条例第36条の2第2項の規定、第2条の規定による改正後の尾道市百島地区及び浦崎地区水道事業分担金徴収条例別表の規定、第3条の規定による改正後の尾道市木ノ庄東地区水道分担金徴収条例別表の規定、第4条の規定による改正後の尾道市木ノ庄西地区水道分担金徴収条例別表の規定、第5条の規定による改正後の尾道市原田地区及び木ノ庄町木梨山方地区水道分担金徴収条例別表の規定、第6条の規定による改正後の尾道市御調東部地区水道分担金徴収条例別表の規定及び第7条の規定による改正後の尾道市御調西部地区水道分担金徴収条例別表の規定は、施行日以後に申込みのあった工事に係る分岐負担金又は分担金について適用し、施行日前に申込みのあった工事に係る分岐負担金又は分担金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、水道料金並びに分岐負担金及び分担金の額を改めるための条例改正である。

議案第98号 尾道市水道給水条例等の一部を改正する条例案につ
いて

1 尾道市水道給水条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新				
<p>(料金)</p> <p>第30条 料金は、次の表により算定した基本料金及び超過料金の合計額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。</p>			<p>(料金)</p> <p>第30条 料金は、次の表により算定した基本料金及び超過料金の合計額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。</p>				
用途	基本料金(1か月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)	用途	基本料金(1か月につき)		
	水量(単位：立方メートル)	料金			水量(単位：立方メートル)	料金	
家事用	7	976.5円	7立方メートルを超え15立方メートルまで210.0円	7	1,004.40円	7立方メートルを超え15立方メートルまで216.00円	
			15立方メートルを超え25立方メートルまで264.6円			15立方メートルを超え25立方メートルまで272.16円	
			25立方メートルを超えるもの321.3円			25立方メートルを超えるもの330.48円	
業務用	10	2,089.5円	10立方メートルを超え50立方メートルまで308.7円	10	2,149.20円	10立方メートルを超え50立方メートルまで317.52円	
			50立方メートルを超え100立方メートルまで367.5円			50立方メートルを超え100立方メートルまで378.00円	
			100立方メートルを超えるもの426.3円			100立方メートルを超えるもの438.48円	
湯屋用	100	16,170.0円	100立方メートルを超え200立方メートルまで231.0円	100	16,632.00円	100立方メートルを超え200立方メートルまで237.60円	
			200立方メートルを超え300立方メートルまで283.5円			200立方メートルを超え300立方メートルまで291.60円	
			300立方メートルを超えるもの336.0円			300立方メートルを超えるもの345.60円	
臨時	1立方メートル		903.0円	臨時	1立方メートル		928.80円

用ルごとに				用ルごとに			
船舶用	1立方メートルごと		441.0円	船舶用	1立方メートルごと		453.60円
2 略 (軽減料金) 第30条の2 略 2・3 略 4 前項の規定により承認を受けた大口使用者に係る料金は、1か月の使用水量が25,000立方メートルを超える部分について、1立方メートル当たり262.5円とする。 5 略 (分岐負担金) 第36条の2 略				2 略 (軽減料金) 第30条の2 略 2・3 略 4 前項の規定により承認を受けた大口使用者に係る料金は、1か月の使用水量が25,000立方メートルを超える部分について、1立方メートル当たり270.00円とする。 5 略 (分岐負担金) 第36条の2 略			
メーターの口径(内径)		分岐負担金の額(1栓につき)		メーターの口径(内径)		分岐負担金の額(1栓につき)	
13ミリメートル		89,250円		13ミリメートル		91,800円	
20ミリメートル		178,500円		20ミリメートル		183,600円	
25ミリメートル		357,000円		25ミリメートル		367,200円	
40ミリメートル		1,071,000円		40ミリメートル		1,101,600円	
50ミリメートル		1,785,000円		50ミリメートル		1,836,000円	
75ミリメートル		4,462,500円		75ミリメートル		4,590,000円	
100ミリメートル		7,586,250円		100ミリメートル		7,803,000円	
口径150ミリメートル以上については、管理者が別に定める額				口径150ミリメートル以上については、管理者が別に定める額			
3・4 略				3・4 略			

2 尾道市百島地区及び浦崎地区水道事業分担金徴収条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧		新	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
メーターの口径	分担金の額(1栓につき)	メーターの口径	分担金の額(1栓につき)
13ミリメートル	105,000円	13ミリメートル	108,000円
20ミリメートル	210,000円	20ミリメートル	216,000円
25ミリメートル	315,000円	25ミリメートル	324,000円
40ミリメートル	525,000円	40ミリメートル	540,000円
50ミリメートル以上については、管理者が別に定める額		50ミリメートル以上については、管理者が別に定める額	

3 尾道市木ノ庄東地区水道分担金徴収条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧		新	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
メーターの口径	分担金の額(1栓につき)	メーターの口径	分担金の額(1栓につき)
13ミリメートル	<u>189,000円</u>	13ミリメートル	<u>194,400円</u>
20ミリメートル	<u>378,000円</u>	20ミリメートル	<u>388,800円</u>
25ミリメートル	<u>756,000円</u>	25ミリメートル	<u>777,600円</u>
40ミリメートル	<u>2,268,000円</u>	40ミリメートル	<u>2,332,800円</u>
50ミリメートル	<u>3,780,000円</u>	50ミリメートル	<u>3,888,000円</u>

4 尾道市木ノ庄西地区水道分担金徴収条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧		新	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
メーターの口径	分担金の額(1栓につき)	メーターの口径	分担金の額(1栓につき)
13ミリメートル	<u>231,000円</u>	13ミリメートル	<u>237,600円</u>
20ミリメートル	<u>462,000円</u>	20ミリメートル	<u>475,200円</u>
25ミリメートル	<u>924,000円</u>	25ミリメートル	<u>950,400円</u>
40ミリメートル	<u>2,730,000円</u>	40ミリメートル	<u>2,808,000円</u>
50ミリメートル	<u>4,515,000円</u>	50ミリメートル	<u>4,644,000円</u>

5 尾道市原田地区及び木ノ庄町木梨山方地区水道分担金徴収条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧		新	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
メーターの口径	分担金の額(1栓につき)	メーターの口径	分担金の額(1栓につき)
13ミリメートル	<u>315,000円</u>	13ミリメートル	<u>324,000円</u>
20ミリメートル	<u>630,000円</u>	20ミリメートル	<u>648,000円</u>
25ミリメートル	<u>1,260,000円</u>	25ミリメートル	<u>1,296,000円</u>
40ミリメートル	<u>3,780,000円</u>	40ミリメートル	<u>3,888,000円</u>
50ミリメートル	<u>6,300,000円</u>	50ミリメートル	<u>6,480,000円</u>

6 尾道市御調東部地区水道分担金徴収条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧		新	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
メーターの口径	分担金の額(1栓につき)	メーターの口径	分担金の額(1栓につき)
13ミリメートル	<u>315,000円</u>	13ミリメートル	<u>324,000円</u>
20ミリメートル	<u>630,000円</u>	20ミリメートル	<u>648,000円</u>
25ミリメートル	<u>1,260,000円</u>	25ミリメートル	<u>1,296,000円</u>
40ミリメートル	<u>3,780,000円</u>	40ミリメートル	<u>3,888,000円</u>
50ミリメートル	<u>6,300,000円</u>	50ミリメートル	<u>6,480,000円</u>
75ミリメートル	<u>15,750,000円</u>	75ミリメートル	<u>16,200,000円</u>
100ミリメートル	<u>26,775,000円</u>	100ミリメートル	<u>27,540,000円</u>

7 尾道市御調西部地区水道分担金徴収条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧		新	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
メーターの口径	分担金の額(1栓につき)	メーターの口径	分担金の額(1栓につき)
13ミリメートル	<u>315,000円</u>	13ミリメートル	<u>324,000円</u>
20ミリメートル	<u>630,000円</u>	20ミリメートル	<u>648,000円</u>
25ミリメートル	<u>1,260,000円</u>	25ミリメートル	<u>1,296,000円</u>
40ミリメートル	<u>3,780,000円</u>	40ミリメートル	<u>3,888,000円</u>
50ミリメートル	<u>6,300,000円</u>	50ミリメートル	<u>6,480,000円</u>
75ミリメートル	<u>15,750,000円</u>	75ミリメートル	<u>16,200,000円</u>
100ミリメートル	<u>26,775,000円</u>	100ミリメートル	<u>27,540,000円</u>

議案第 99 号

尾道市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 26 年 2 月 24 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

尾道市病院事業使用料及び手数料条例（平成 24 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「10,500 円」を「10,800 円」に改め、同条第 6 号中「5,250 円」を「5,400 円」に改め、同条第 8 号中「77,000 円」を「79,000 円」に改め、同条第 10 号中「5,250 円」を「5,400 円」に改め、同条第 11 号中「1,050 円」を「1,080 円」に改め、同条第 12 号中「10,500 円」を「10,800 円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 2 条の規定は、この条例の施行の日以後の診療又は施設の利用に係る使用料及び手数料について適用し、同日前の診療又は施設の利用に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、病院事業に係る使用料及び手数料の額を改めるための条例改正である。

議案第99号 尾道市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正
する条例案について

尾道市病院事業使用料及び手数料条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病室使用差額料 1日につき<u>10,500円</u>以内で管理者が定める額</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 前号以外の診断書又は証明書 1通につき<u>5,250円</u>以内で管理者が定める額</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 人間ドック料 1回につき<u>77,000円</u>以内で管理者が定める額</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 面談料 1回につき<u>5,250円</u>以内で管理者が定める額</p> <p>(11) 初診時選定療養費 1回につき<u>1,050円</u>以内で管理者が定める額</p> <p>(12) セカンドオピニオン外来相談料 1時間につき<u>10,500円</u>以内で管理者が定める額</p> <p>(13) 略</p>	<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病室使用差額料 1日につき<u>10,800円</u>以内で管理者が定める額</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 前号以外の診断書又は証明書 1通につき<u>5,400円</u>以内で管理者が定める額</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 人間ドック料 1回につき<u>79,000円</u>以内で管理者が定める額</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 面談料 1回につき<u>5,400円</u>以内で管理者が定める額</p> <p>(11) 初診時選定療養費 1回につき<u>1,080円</u>以内で管理者が定める額</p> <p>(12) セカンドオピニオン外来相談料 1時間につき<u>10,800円</u>以内で管理者が定める額</p> <p>(13) 略</p>

議案第100号

尾道市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

尾道市病院事業の設置等に関する条例（平成24年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項を次のように改める。

2 前項の資本剰余金については、次に掲げる方法により処分するものとする。

- (1) 欠損金をうめる方法
- (2) 資本金に組み入れる方法

第9条第2項中「(前条第2項第2号の規定に基づき取り崩す方法により処分することができる部分を除く。)」を削る。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

地方公営企業法の一部改正により、平成25年度に資本剰余金を処分するもののうち、みなし資産に関する資本剰余金の処分については、平成26年度以降これを行う必要がなくなったことに伴い、所要の改正を行うための条例改正である。

議案第100号 尾道市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について

尾道市病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(資本剰余金の処分等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>資本剰余金は、次に掲げる方法により処分するものとする。</u></p> <p>(1) <u>次条第2項の規定に基づき欠損金の残額をうめるため、資本剰余金を取り崩す方法</u></p> <p>(2) <u>資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあつては、その適正な見積価額をいう。)を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして各事業年度の減価償却額を算出することができるもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときに、当該損失をうめるため、当該資本剰余金を取り崩す方法</u></p> <p>(欠損の処理)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の規定により利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越し、又は資本剰余金(前条第2項第2号の規定に基づき取り崩す方法により処分することができる部分を除く。)をもってうめることができる。</p>	<p>(資本剰余金の処分等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>前項の資本剰余金については、次に掲げる方法により処分するものとする。</u></p> <p>(1) <u>欠損金をうめる方法</u></p> <p>(2) <u>資本金に組み入れる方法</u></p> <p>(欠損の処理)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の規定により利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越し、又は資本剰余金をもってうめることができる。</p>

議案第101号

尾道市立市民病院附属瀬戸田診療所管理運営基金条例を廃止する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市立市民病院附属瀬戸田診療所管理運営基金条例を廃止する条例案

条例第 号

尾道市立市民病院附属瀬戸田診療所管理運営基金条例を廃止する条例

尾道市立市民病院附属瀬戸田診療所管理運営基金条例（平成22年条例第1号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

瀬戸田診療所に係る広島県からの移管交付金の交付が平成25年度で終了することに伴い、尾道市立市民病院附属瀬戸田診療所管理運営基金を廃止するための条例廃止である。

議案第102号

尾道市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市国民健康保険条例の一部を改正する条例

尾道市国民健康保険条例（昭和34年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条の6の12中「14万円」を「16万円」に改める。

第15条の12中「12万円」を「14万円」に改める。

第19条第1項第2号中「（当該世帯主を除く。）」を削り、同項第3号中「35万円」を「45万円」に改め、同条第3項中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項中「12万円」を「14万円」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の尾道市国民健康保険条例の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、平成26年度分以降の保険料について、後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額を改めるため、並びに低所得者に対する保険料の減額措置を拡充するための条例改正である。

議案第102号 尾道市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
 について

尾道市国民健康保険条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第15条の6の12 第15条の6の3又は第15条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条第1項において同じ。)は、<u>14万円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課限度額) 第15条の12 第15条の8の賦課額は<u>12万円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額) 第19条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に24万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)の数と特定同一世帯所属者(当該世帯主を除く。)の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>35万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第15条の6の12 第15条の6の3又は第15条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条第1項において同じ。)は、<u>16万円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課限度額) 第15条の12 第15条の8の賦課額は<u>14万円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額) 第19条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に24万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>45万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日</p>

とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の7」と、「51万円」とあるのは「14万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「51万円」とあるのは「12万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。

とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の7」と、「51万円」とあるのは「16万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「51万円」とあるのは「14万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。